

足利市男女共同参画基本計画（第4期）

『ひと』と『ひと』の輝きプラン21あしかが

令和3（2021）年 3 月

足利市

はじめに

我が国は、世界有数の長寿社会を迎え、人生100年時代を意識した働き方、暮らし方の変革が求められています。

このような変革に対応し、活力ある持続可能なまちづくりを進めていくためには、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ男女共同参画社会の実現が不可欠です。

本市では、平成16年に施行した、足利市男女共同参画推進条例に基づき、平成18年に、「女と男の輝きプラン21あしかが 足利市男女共同参画基本計画」を策定してからこれまでの間、男女共同参画社会の実現に向けて、3期15年にわたり、様々な施策を推進してきました。

また、このような中、平成30年12月21日に、市民からの提案による『「ひと」と「ひと」が輝くまち宣言』が実現し、男女共同参画についての関心を高め、意識の醸成を図る契機となりました。

このたび、より効果的に男女共同参画を推進するため、これまでの成果と課題を踏まえ、令和3年度からスタートする「足利市男女共同参画基本計画(第4期)『ひと』と『ひと』の輝きプラン21あしかが」を策定しました。

この基本計画は、これまで取り組んできたワーク・ライフ・バランスや配偶者からの暴力の根絶などの施策に加え、女性活躍や多様な働き方の推進などの取組を盛り込み、各種施策を総合的かつ計画的に推進していくものです。

男女共同参画社会の実現については、行政の取組だけでなく、市民、事業者、各種団体の皆様との連携が必要となりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この基本計画の策定に当たり、熱心にご審議いただきました足利市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、令和元年度に実施した「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」を通じて、貴重な意見をいただきました多くの市民の皆様に、心より感謝を申し上げます。

令和3年3月

足利市長

「ひと」と「ひと」が輝くまち宣言

(平成 30 年 12 月 21 日決議)

わたしたちは、このまちに暮らし集う全ての人が、互いに尊重し、ともに支え合い、一人ひとりが自分らしく輝き、心豊かな生活ができる社会の実現をめざします。

性別や年齢に関わりなく、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、個性と能力を十分に発揮でき、安全で安心して暮らせるまちをつくり、男女共同参画社会の実現のために、ここに「ひと」と「ひと」が輝くまちを宣言します。

- 1 わたしたちは、「ひと」と「ひと」が、互いに認め合い、尊重し、性別や年齢にとらわれることなく、法の下での平等をめざし、個々の人間が自分らしく生きられるまちをつくりまます。
- 1 わたしたちは、「ひと」と「ひと」が、生活と仕事を両立させ、個性に応じた能力を発揮できる活力あるまちをつくりまます。
- 1 わたしたちは、「ひと」と「ひと」が、対等なパートナーとして、お互いがかけがえのない存在であることを認め合い、尊重し合えるまちをつくりまます。
- 1 わたしたちは、「ひと」と「ひと」が、次代を担う未来ある子どもたちのために、子どもたちが男女共同参画を理解し、将来を見通した自己形成ができるまちをつくりまます。

目 次

第1章 計画の基本的考え方

1 策定の背景・趣旨	1
2 基本理念	2
3 足利市の将来像	3
4 基本目標	3
5 市・市民・事業者の責務	4
6 計画の性格	5
7 計画の期間	5
8 計画の構成	6

第2章 施策の方向

基本目標Ⅰ 男女（だれも）がお互いの個性を認め合い参画できるまちづくり	7
基本目標Ⅱ 男女（だれも）がさまざまな場面で輝けるまちづくり	19
基本目標Ⅲ 男女（だれも）が人権を守られ、健康で安心して暮らせるまちづくり	33

第3章 計画の推進

1 推進体制	42
2 計画が目指す数値目標	43

用語解説	46
------	----

第1章 計画の基本的な考え方

1 策定の背景・趣旨

本市では、昭和61（1986）年に「婦人のための足利市総合計画」、平成4（1992）年に「第2次あしかが女性プラン」、平成8（1996）年に「第3次あしかが女性プラン『かけはし』」、平成13（2001）年に「足利市男女共同参画プラン」を策定、さらに、平成16（2004）年に「足利市男女共同参画推進条例」（以下、「条例」という。）を施行し、条例に基づき平成18（2006）年に「女と男の輝きプラン21あしかが 足利市男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成23（2011）年には、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や配偶者等からの暴力に関する施策を取り入れた第2期計画を策定し、平成28（2016）年には、第3期計画を策定し、各種施策を実施してきました。さらに、平成29（2017）年には、「足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」を策定し、女性が社会においてより働きやすい環境づくりに努めてきました。

こうした取り組みの結果、意識の改革や諸制度の整備等が図られ、さまざまな分野での女性の参画や、男性の理解も進んできました。

令和元（2019）年に実施した「人権・男女共同参画に関する市民意識調査」の結果では、全体的に、性別にとらわれない考え方を持つ人の割合が高く、男女共同参画の意識が浸透していると考えられます。

しかしながら、家庭や職場等さまざまな分野での男女平等については、女性の方が不公平感等を抱いていることや、性別に基づく固定的な役割分担意識は依然として存在することも現れています。

また、性の多様な価値観が広がる昨今、性的少数者への配慮も必要になってきています。

そこで、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、さらなる男女共同参画社会の実現を目指すため「足利市男女共同参画基本計画（第4期）『ひと』と『ひと』の輝きプラン21あしかが」を策定します。

2 基本理念

※足利市男女共同参画推進条例第3条より

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が直接的または間接的に性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会を確保します。

(2) 性別にとらわれない社会慣行の推進

男女の社会における活動の選択について、性別による固定的役割分担意識の解消を推進します。

(3) 政策又は民間の政策決定への女性の参画

男女が対等な構成員として、政策又は民間の政策決定の場に共同して参画する機会を確保します。

(4) 男女が相互に家庭・職業・その他の生活の両立

男女が共に家庭・職業・その他の生活において両立した活動ができるよう支援します。

(5) 男女の生涯にわたる健全な生活

男女が互いの性を理解し、尊重し合い、生涯にわたり健康に暮らせる機会づくりを推進します。

(6) 国際社会の動向への留意

男女共同参画社会の形成の推進に深く関係する国際社会の動向を汲み、施策を推進します。

3 足利市の将来像

基本理念を汲んだ将来像を設定します。

「『ひと』と『ひと』が性別や年齢にかかわらず、自分らしく
生きられるまち」

4 基本目標

基本理念を具現化するため、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ

男女（だれも）がお互いの個性を認め合い参画できるまちづくり

基本目標Ⅱ

男女（だれも）がさまざまな場面で輝けるまちづくり

基本目標Ⅲ

男女（だれも）が人権を守られ、健康で安心して暮らせるまちづくり

5 市・市民・事業者の責務

足利市男女共同参画推進条例第4条～第6条より

(1)市の責務

- 男女共同参画社会の形成を重要課題として、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施します。
- 市民、事業者、国及び県と相互に連携を図り、率先して取り組んでいきます。

(2)市民の責務

職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の推進に積極的に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めます。

(3)事業者の責務

事業活動を行うに当たっては、男女共同参画社会の形成の推進に積極的に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めます。

6 計画の性格

この計画は、男女共同参画社会基本法及び足利市男女共同参画推進条例に基づく計画であり、本市における男女共同参画社会の形成に関する施策について定めるものです。

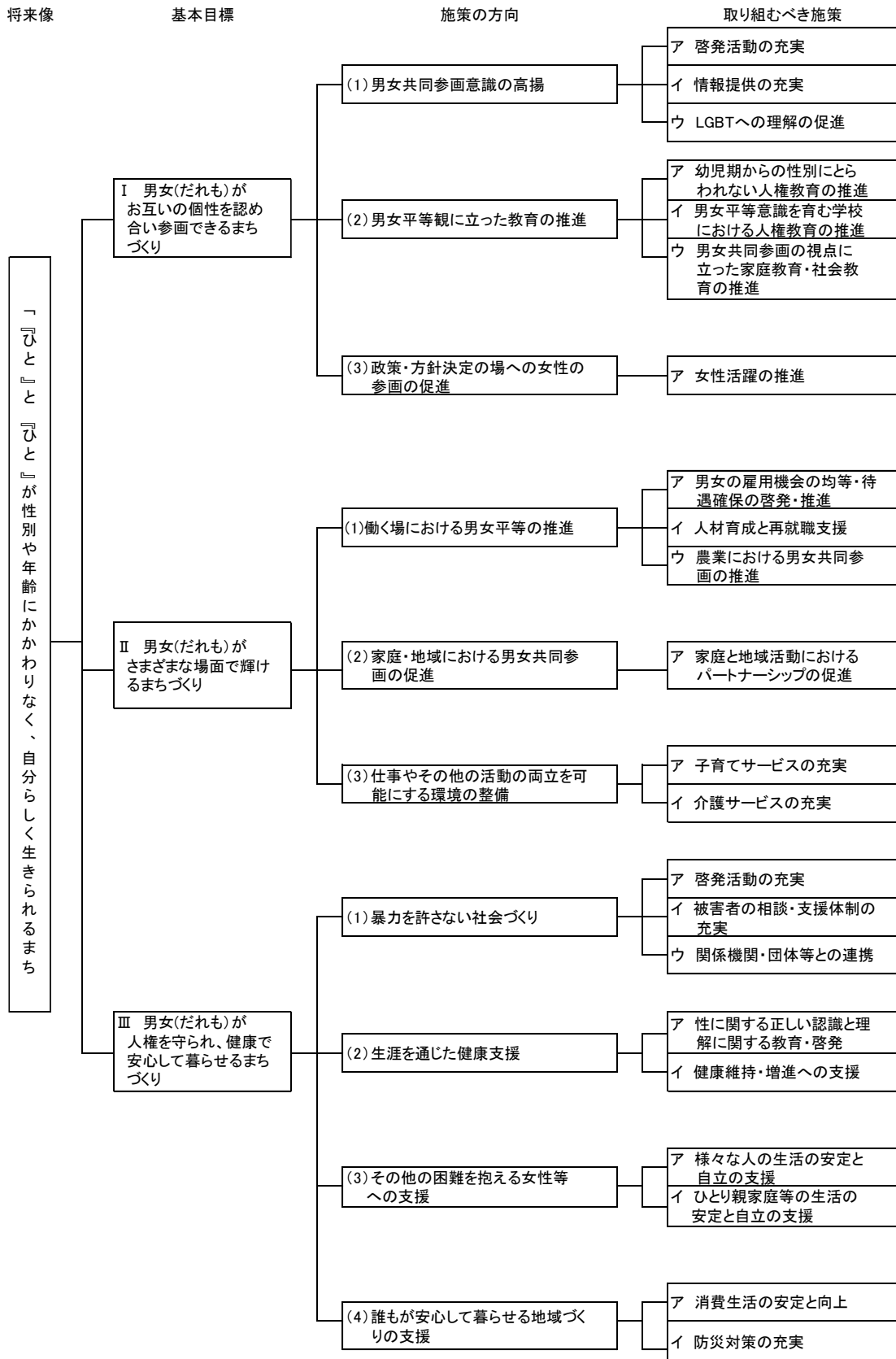
また、この計画の基本目標Ⅰ「男女（だれも）がお互いの個性を認め合い参画できるまちづくり」、基本目標Ⅱ「男女（だれも）がさまざまな場面で輝けるまちづくり」の一部施策は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第3条の規定に基づく、本市における「足利市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」とします。

加えて、この計画の基本目標Ⅲ「男女（だれも）が人権を守られ、健康で安心して暮らせるまちづくり」の一部施策は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」とします。

7 計画の期間

計画の期間は、国・県との整合性を考慮し、令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

8 計画の構成



第2章 施策の方向

基本目標Ⅰ 男女（だれも）がお互いの個性を認め合い 参画できるまちづくり

1 現状と課題

男女が性別により差別されることなく個人としての能力を発揮できるようにするには、男女がお互いの個性を認め合うとともに、社会制度や慣行の在り方を男女共同参画の視点に立って見直すことが必要です。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は、年代が若くなるにつれて薄れてきていますが、依然として存在しています。

このように固定的な観念を取り除くためには、市民一人ひとりが男女共同参画についての意識を共有し、男女が対等な存在として尊重し合うことが大切です。

また、女性の政策・方針決定の場への参画は、進みつつあるものの十分とは言えない状況にあります。

2 目指すべき方向

男女共同参画についての啓発・教育を充実します。

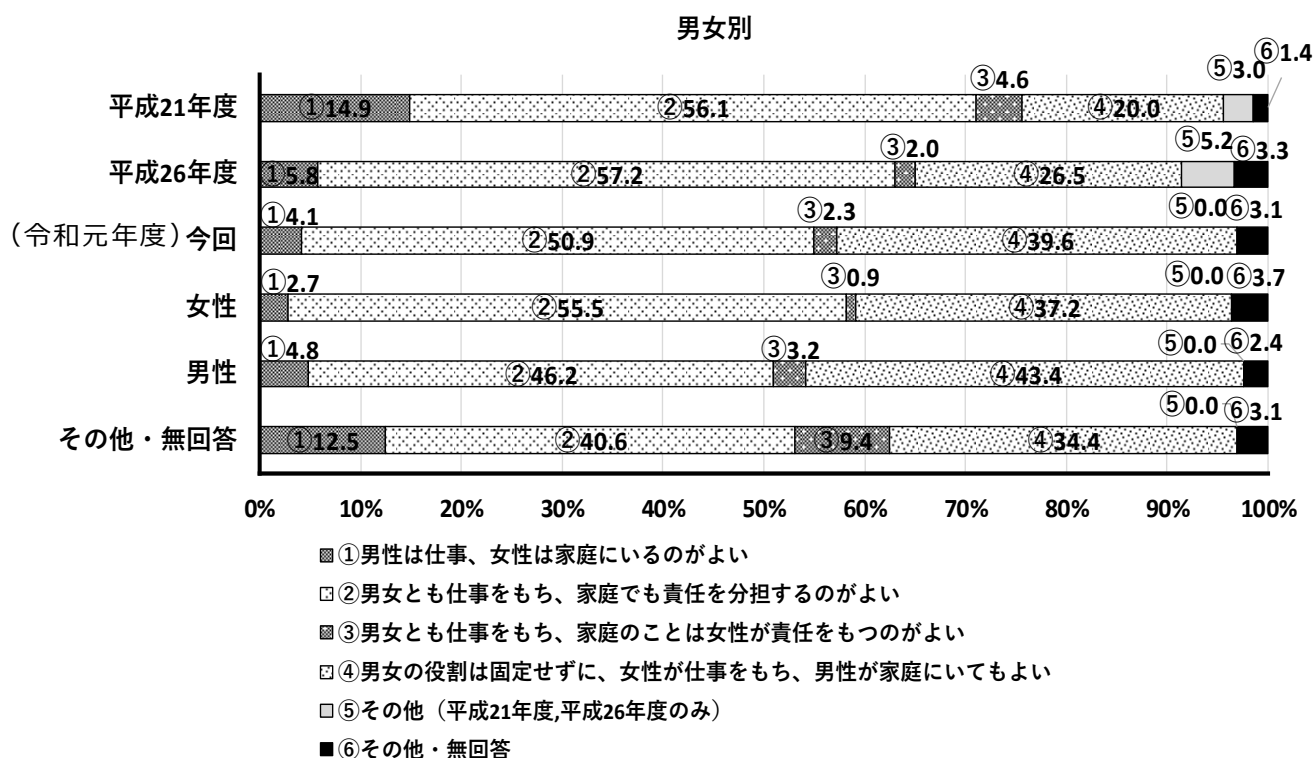
また、女性の参画を拡大していくため、市が率先して政策・方針決定の場への参画についての取組を進めるとともに、女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画する力を付けるための学習の機会を充実します。

以降のグラフは、人権・男女共同参画に関する市民意識調査報告書（令和2年3月）より抜粋したものです。

※回答率は項目ごとに計算（四捨五入）しているため、合計が100%にならないものもあります。

【男女の役割意識】

◆「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、どう思いますか。

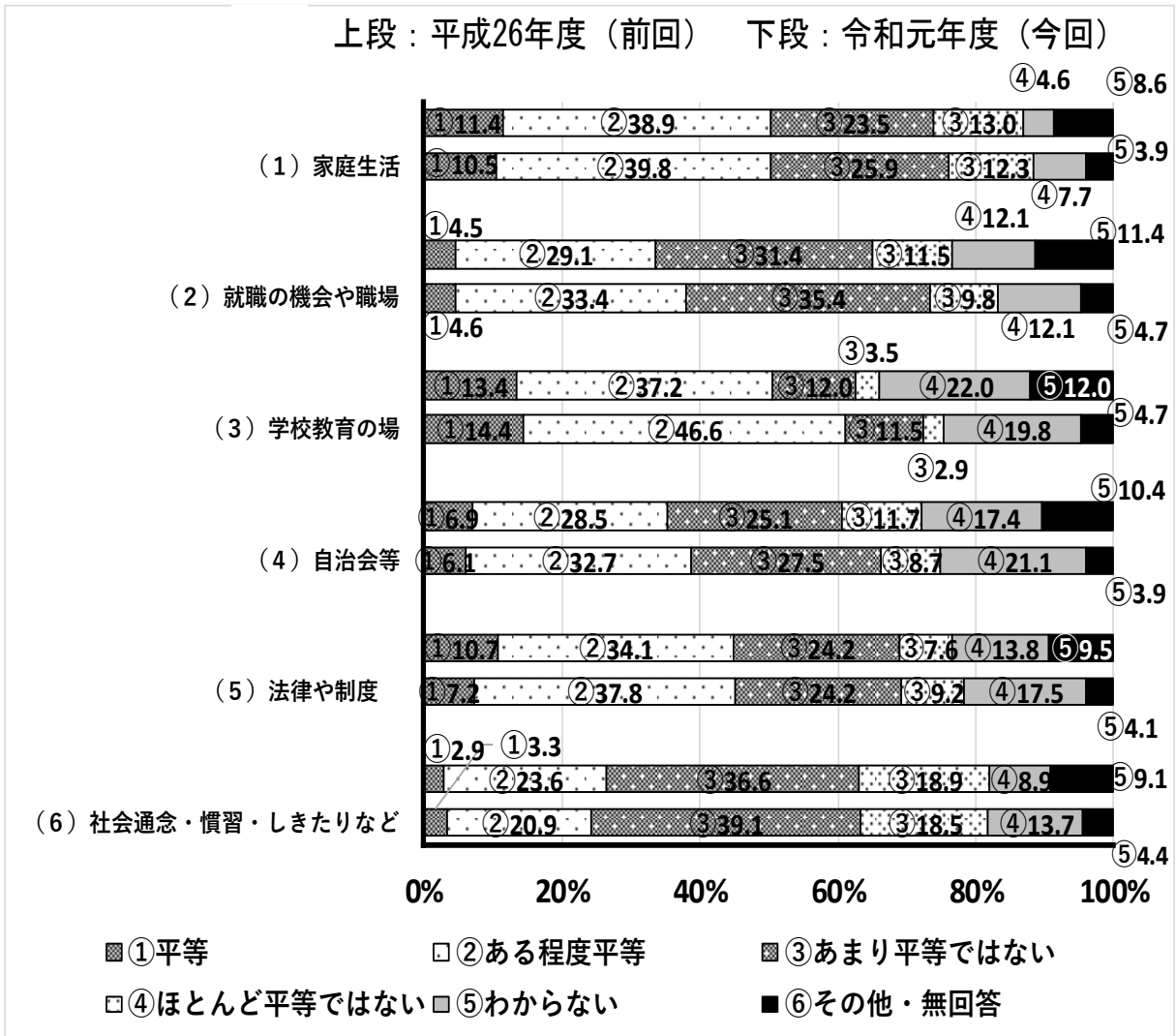


全体では、「②男女とも仕事をもち、家庭でも責任を分担するのがよい」が50.9%で、前回と比較し、6.3ポイント減となっています。次いで、「④男女の役割は固定せずに、女性が仕事をもち、男性が家庭にいてもよい」は、39.6%で、前回と比較し、13.1ポイント増となっています。

一方、「①男性は仕事、女性は家庭にいるのがよい」は4.1%で、前回と比較し、1.7ポイント減となり、男性は仕事、女性は家庭という考え方は、薄れてきている傾向にあります。

男女別では、「②男女とも仕事をもち、家庭でも責任を分担するのがよい」がともに最も高く、男性の方が9.3ポイント低くなっています。

◆次の分野で、現在、男女平等がどの程度実現されていると思いますか。

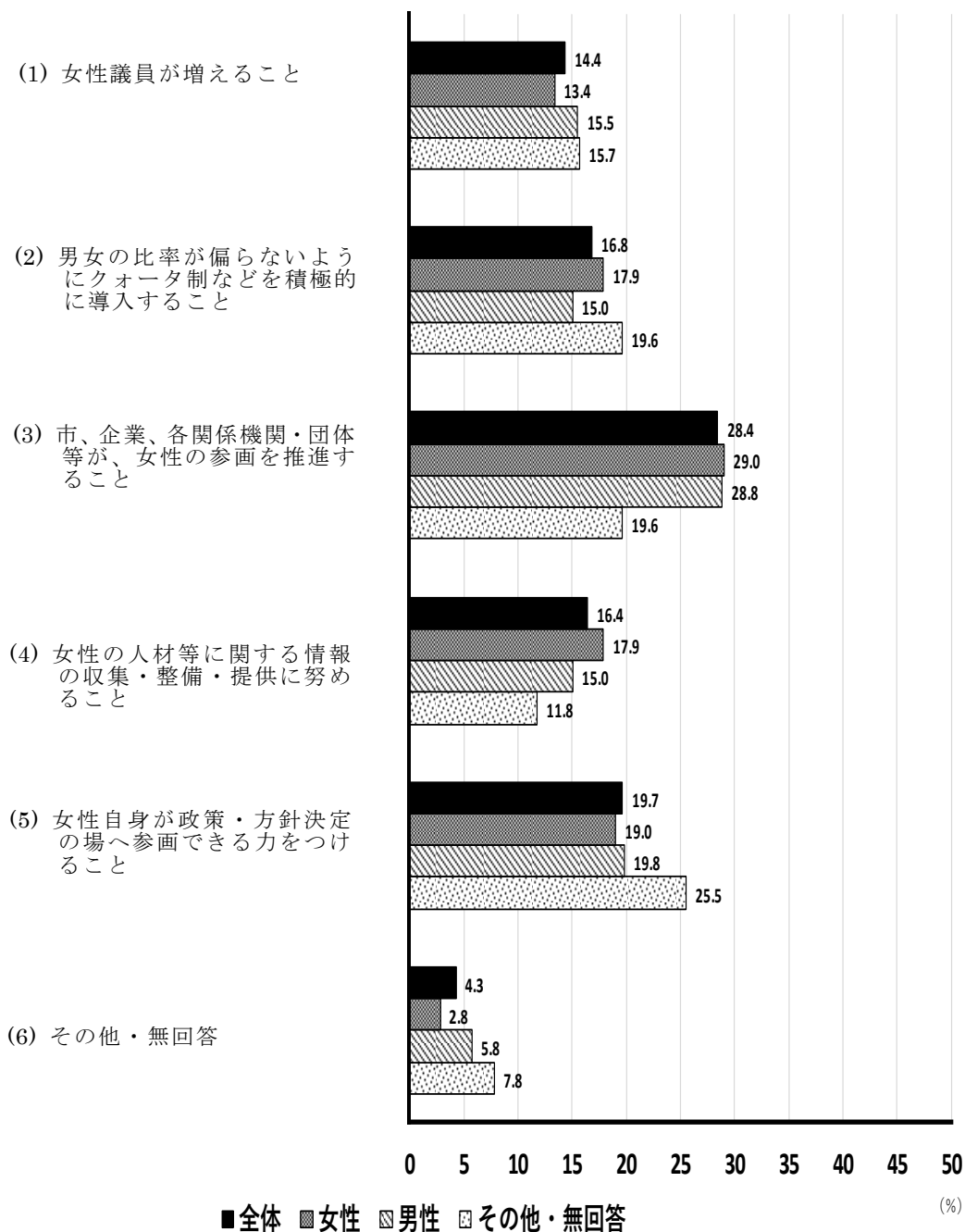


全体では、「①平等」、「②ある程度平等」の合計が最も高いのは、「(3) 学校教育の場」が61.0%、最も低いのは「(6) 社会通念・慣習・しきたりなど」で23.8%となっています。

前回と比較し、「(2) 就職の機会や職場」、「(3) 学校教育の場」、「(4) 自治会」、「(5) 法律や制度」は、「①平等」、「②ある程度平等」の合計が増加しました。

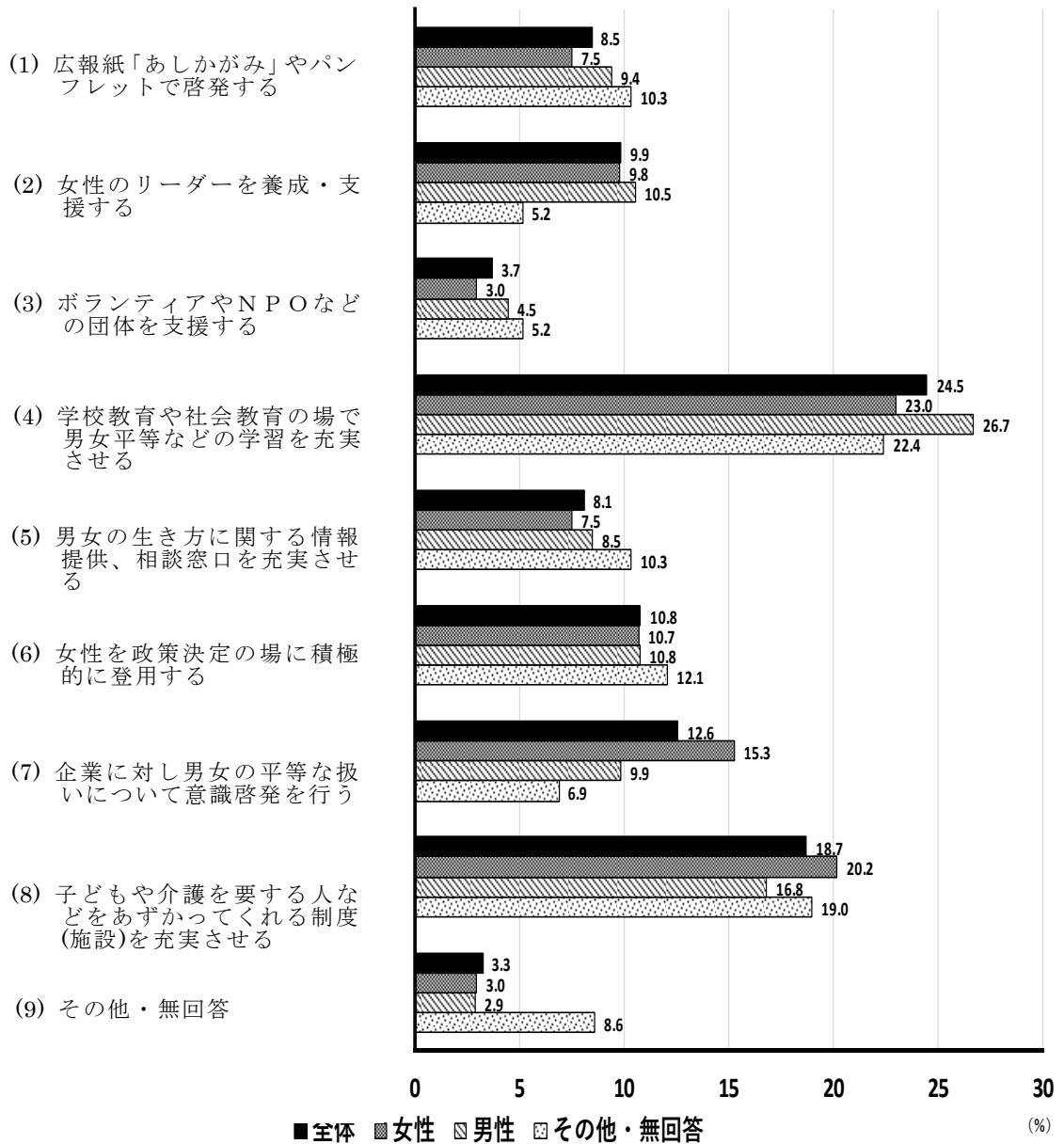
しかし、男女別で「①平等」を選択した割合を比較すると、全項目とも女性よりも男性の方が「平等」を選択した割合が高く、特に、「(5) 法律や制度」、「(1) 家庭生活」、「(4) 自治会等」については、女性よりも男性の割合が顕著に高くなっており、男性と女性で、認識の違いがあります。

◆国、県、企業、市の施策や地域、企業の方針決定への女性の参画のために、どのようなことが必要だと思いませんか。



全体では、「(3) 市、企業、各関係機関・団体等が、女性の参画を推進すること」が28.4%で最も高く、男女別でも、同じ項目が、女性29.0%、男性28.8%と最も高くなっています。次いで、高い割合を占めたのは、男女とも「(5) 女性自身が政策・方針決定の場へ参画できる力をつけること」となっています。

◆男女共同参画社会を実現するために、足利市ではどのようなことに力をいれていくべきだと思いますか。

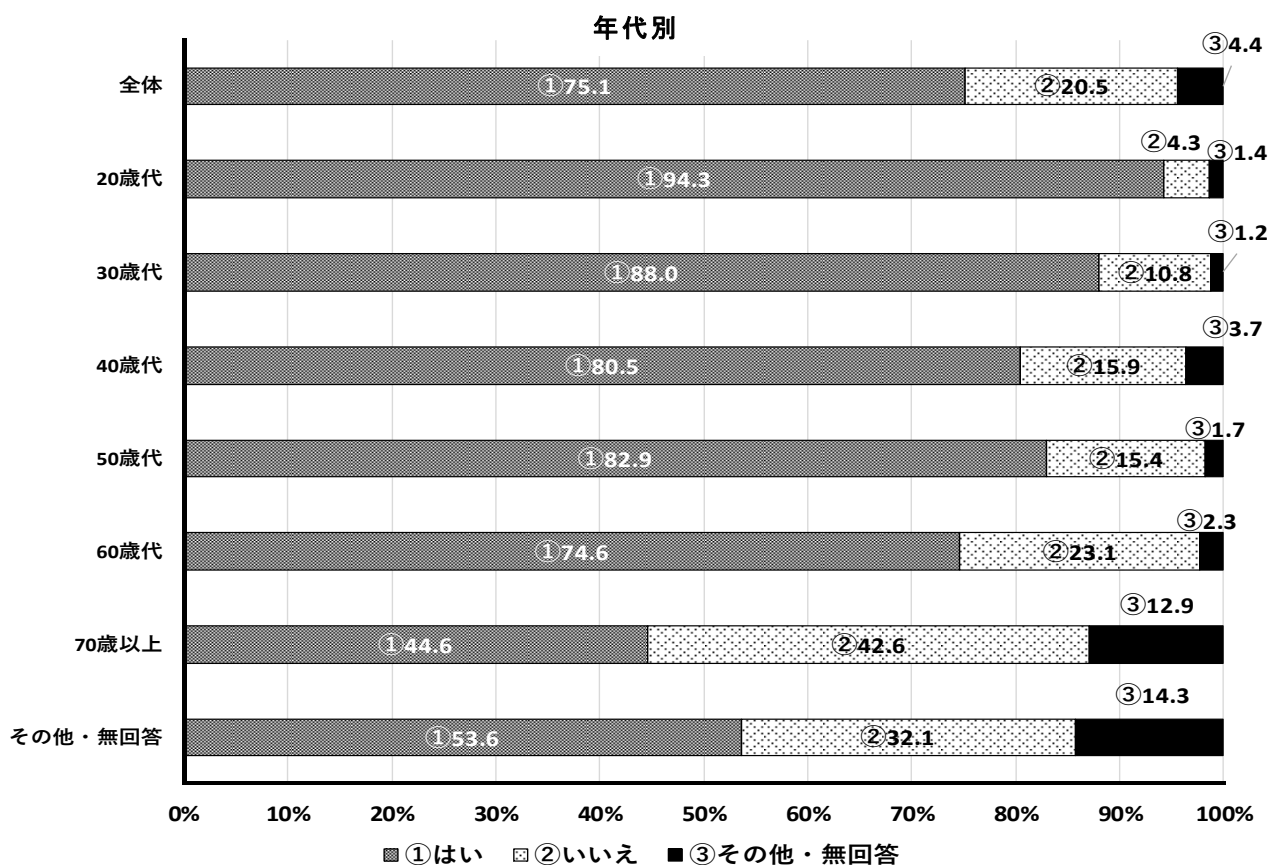
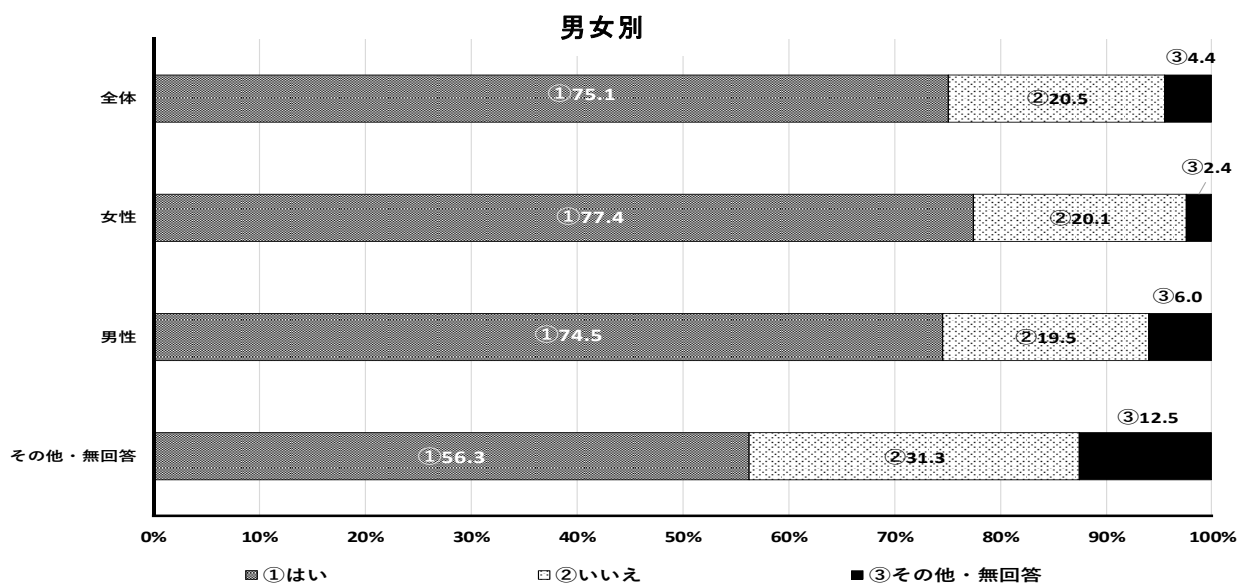


全体では、「(4) 学校教育や社会教育の場で男女平等などの学習を充実させる」が24.5%で最も高く、次いで、「(8) 子どもや介護を要する人などをあずかってくれる制度（施設）を充実させる」が18.7%となっています。

また、男女別でも「(4) 学校教育や社会教育の場で男女平等などの学習を充実させる」が最も高く、次いで、「(8) 子どもや介護を要する人などをあずかってくれる制度（施設）を充実させる」が高くなっています。

【性的少数者（LGBT）】

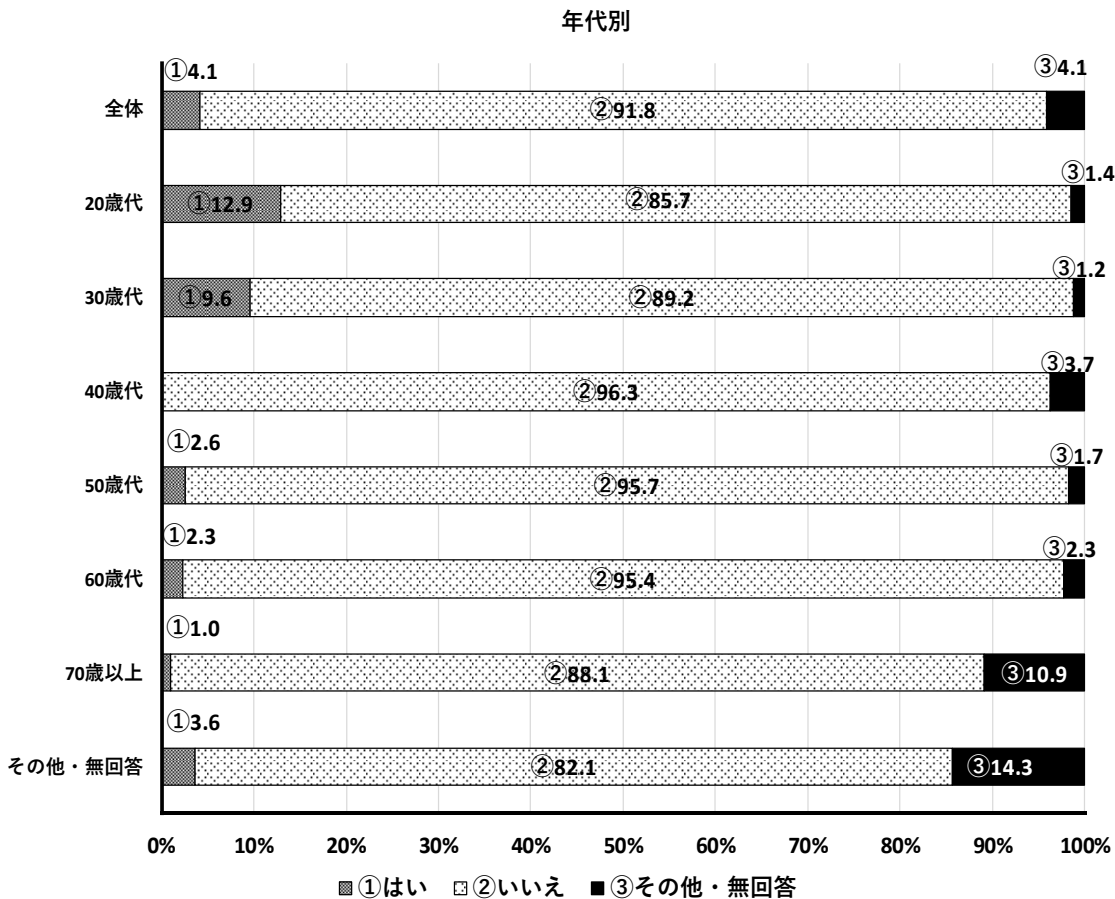
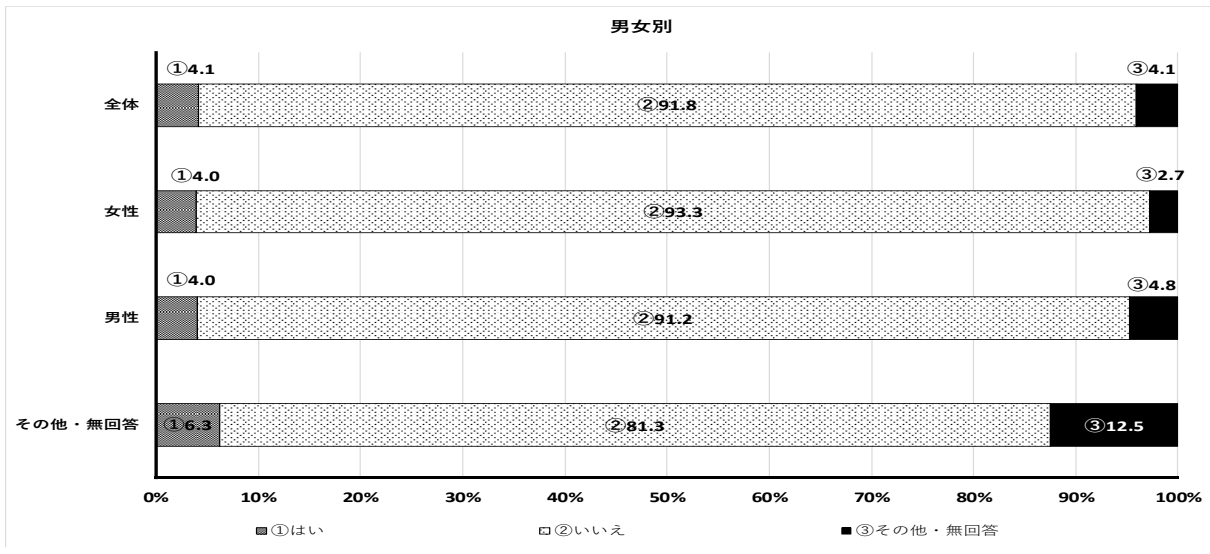
◆あなたは、性的少数者（LGBT）という言葉を知っていますか。



全体では、「①はい」が75.1%で、男女別でも同様の結果となっており、性的少数者（LGBT）という言葉を知っている人は多い状況にあります。

年代別では、20歳代から60歳代まで「①はい」が70%を超えている一方、70歳以上では、「①はい」が44.6%となっており、性的少数者（LGBT）という言葉を知っている人の割合が低い結果となりました。

◆あなたは今までに自分の身体の性、心の性又は性的指向（同性愛など）に悩んだことがありますか。



全体では、「②いいえ」が91.8%で、男女別でも同様の結果となっており、今までに自分の性、心の性又は性的指向（同性愛など）に悩んだことのある方は少ない状況にあります。

年代別では、20歳代から70歳以上まで「②いいえ」が80.0%を超えている一方、20歳代では、12.9%、30歳代では、9.6%の人が今までに自分の性、心の性又は性的指向（同性愛など）に悩んだことのある結果となり、若い世代に悩んでいる人が多い傾向にあります。

第2章 施策の方向

(1) 男女共同参画意識の高揚

ア 啓発活動の充実

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
I-1	男女共同参画に関する啓発事業の開催	各種講演会等を開催します。 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間事業 (キャッチフレーズの募集、表彰) ・ひと to ひとのフォーラム ・出前講座 	人権・男女共同参画課
I-2	男女共同参画講座の開催	男女共同参画センター等で行うセミナー等により、男女共同参画に基づいた新しいライフスタイルのための意識づくりを図ります。	人権・男女共同参画課
I-3	人権に関する啓発事業の開催	さまざまな人権問題を取り上げたりフレットや人権問題の早期解決に向けた啓発資料を作成し配布します。また、市民一人ひとりが人権の大切さを認識するための研修会や講演会を開催します。 <ul style="list-style-type: none"> ・人権問題講演会 ・幼保小中学校関係人権教育研修会 ・人権教育指導者養成講座 ・ひと to ひとのフォーラム ・出前講座 	人権・男女共同参画課 生涯学習課
I-4	市役所内における啓発活動の充実	職員を対象とした研修や講演会に、人権・男女共同参画の視点を取り入れます。 <ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修 ・人権問題研修 	人事課
I-5	子ども向け啓発冊子の配布	児童期から男女共同参画意識の醸成を図るため、市内の小学校5年生児童に啓発冊子を配付します。	人権・男女共同参画課

イ 情報提供の充実

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
I-6	情報紙「かけはし」の発行	女性のエンパワーメントや男性への意識啓発を進め、男女共同参画に向けた啓発と情報提供を行います。	人権・男女共同参画課
I-7	ホームページ、情報コーナー等の活用	ホームページやSNSを充実し、タイムリーな情報を発信します。また、男女共同参画センターや生涯学習センターの情報コーナー及び市内公民館の男女共同参画コーナーにおいて、啓発情報を提供します。	人権・男女共同参画課 生涯学習課

ウ LGBTへの理解の促進

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
I-8	LGBTに関する啓発	LGBTへの理解を深めるため、啓発情報を提供します。	人権・男女共同参画課 学校教育課

(2)男女平等観に立った教育の推進

ア 幼児期からの性別にとらわれない人権教育の推進

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
I-9	保育士の研修の充実(保育所(園)職員に対する意識の啓発)	職員が男女平等を含めた人権教育について、共通理解を深めるため研修を実施します。	こども課

第2章 施策の方向

イ 男女平等意識を育む学校における人権教育の推進

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
I-10	教職員の研修の充実と意識の高揚	男女平等観に立った意識の高揚を図るため、校内研修等を充実します。	学校教育課
I-11	各教科・領域等の指導	各教科・領域等、全教育活動を通して、男女が互いに相手の立場と特性を理解すること、認め合い、励まし合うことの大切さを指導します。	学校教育課

ウ 男女共同参画の視点に立った家庭教育・社会教育の推進

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
I-12	家庭教育通信による啓発	子どもの年齢に合わせて家庭教育通信「父の力・母の力」を配付し、家庭教育についての情報の提供と啓発を行います。	生涯学習課
I-13	家庭教育懇談会の開催	地区ごとに実施委員会を組織し、家庭教育に関する自由な意見交換を行う懇談会を開催します。	生涯学習課
I-14	学級・講座等の充実	公民館において家庭教育に関する学級を開設し、家庭の教育的機能を高めるとともに、受講者の交流を通して地域の連帯を深めます。また、女性のライフスタイルに対応した知識・技術の習得や今日的課題等についての学習をします。 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級 ・乳幼児学級 ・父親学級 ・女性学級 	生涯学習課

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
I-15	若年層へのキャリア教育等の啓発活動	中高生を対象に職業等に対する講演会を実施します。	商業振興課

(3) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

ア 女性活躍の推進

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
I-16	男女共同参画センターの機能の充実	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画センターを活用して各種講座を開催し、女性団体等の活動、また、市民への啓発活動の拠点とします。	人権・男女共同参画課
I-17	女性団体の育成・支援	女性の地位向上を目標に、女性団体の育成を一層推進し、組織の活性化を進めます。	人権・男女共同参画課
I-18	足利市女性大学（成人大学講座）	市民から企画運営委員を公募し、市民ニーズに対応した学習を企画し提供します。	生涯学習課
I-19	女性活躍応援講座の開催	意欲ある女性の活躍を広げ、キャリア形成に寄与するとともに、異業種間のネットワークを構築することを目的に開催し、女性活躍を支援します。	人権・男女共同参画課
I-20	女性の政治参画の積極的な推進	諸外国の取組や日本の状況、女性の政治参画の意義等を周知啓発します。	人権・男女共同参画課

第2章 施策の方向

事業 番号	施策事業	具体的内容	担当課
I -21	各種審議会等 委員への女性 の登用	<p>足利市の各種審議会等における女性委員の登用率の上昇を図り、全庁を挙げて政策・方針決定の場での男女共同参画を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登用率調査の実施、登用状況の把握 ・ 委員会委員選任基準の見直しと設定 ・ 女性委員〇(ゼロ)の委員会へ女性委員登用の積極的な働きかけ 	人権・男女共同参画課
I -22	自治会役員等 への女性の参 画促進	<p>自治会長連絡協議会と連携し、自治会活動において男女共同参画の推進が図れるよう、女性役員の登用について協力を求めます。</p>	市民生活課
I -23	人材の発掘・育 成とリストの 整備・活用	<p>各種審議会・委員会等への女性委員を積極的に登用するために、新たな人材の発掘や育成を行い、的確な人材情報を提供します。</p> <p>また、幅広い視野に立った地域リーダーを養成します。</p>	人権・男女共同参画課

基本目標Ⅱ 男女(だれも)がさまざまな場面で輝けるまちづくり

1 現状と課題

少子高齢化社会では、労働力人口としての女性の活躍への期待は大きく、女性が十分に能力を発揮し活躍できる社会づくりが必要になっています。

また、個人のライフスタイルが多様化する中で、仕事と家庭そして地域生活の充実は、個人の生活を豊かにするとともに、地域活性化にもつながります。

しかし、仕事を持つ女性が増える一方で、家事、育児、介護など家庭生活も女性が担っているという現状があります。

さらに、就業をめぐる諸制度は、改善されてきていますが、今もなお、出産・育児を機に離職する女性は多く、職場での男女の不平等も依然として残っています。

そのため、従来の職場中心主義の意識から、職場・家庭・地域においてバランスのとれたライフスタイルを確立し、仕事以外の様々な場面でも活躍できるような意識の醸成が求められます。

2 目指すべき方向

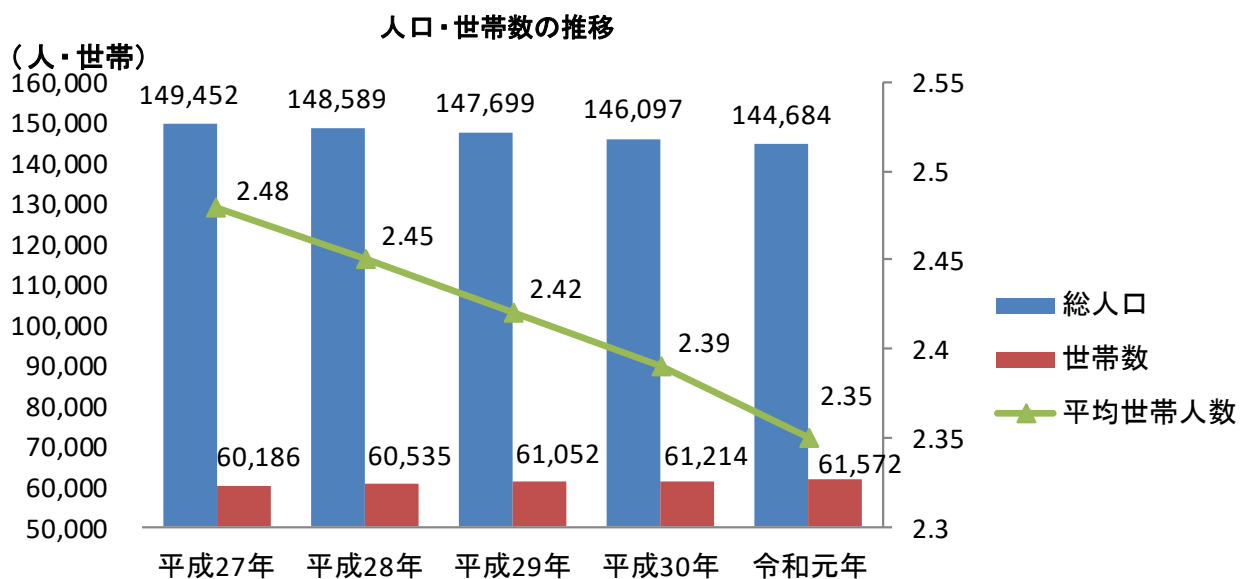
雇用の分野においては、男女の雇用機会の均等を進め、市民一人ひとりの能力を生かすための意識啓発を行うとともに、就職支援や能力開発の施策を実施します。

また、職業生活と家庭生活の両立を図れるよう家庭・地域分野における施策を推進します。

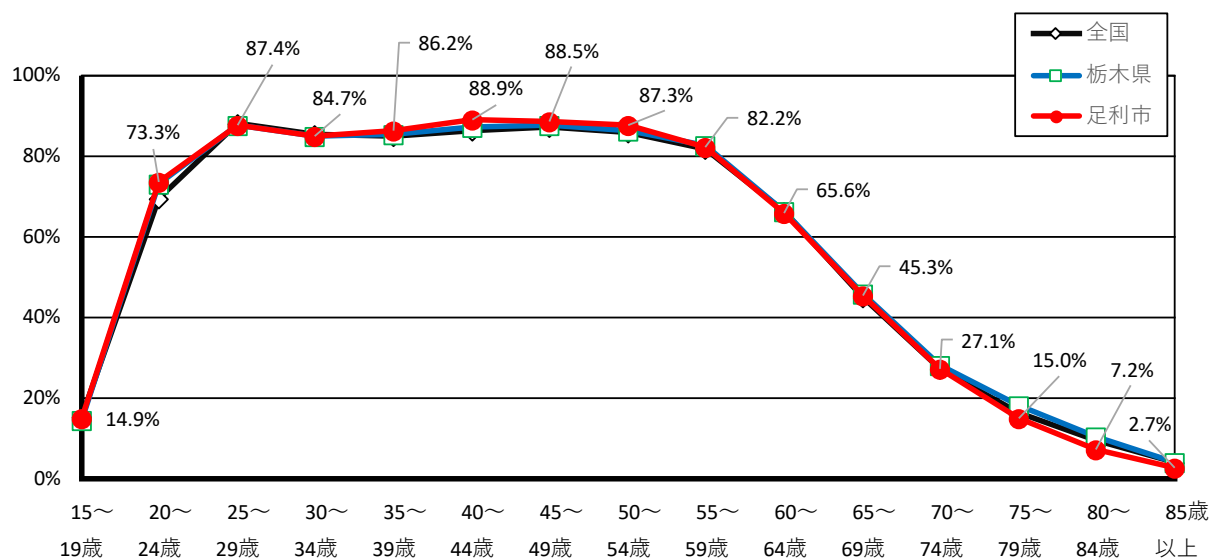
人口・世帯数の推移

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総人口	149,452人	148,589人	147,699人	146,097人	144,684人
0～14歳 (年少人口)	17,432人	17,046人	16,699人	16,100人	15,608人
15～64歳 (生産年齢人口)	86,168人	84,870人	83,868人	82,513人	81,355人
65歳以上 (高齢者人口)	45,047人	45,868人	46,327人	46,679人	46,916人
世帯数	60,186世帯	60,535世帯	61,052世帯	61,214世帯	61,572世帯
平均世帯人数	2.48人	2.45人	2.42人	2.39人	2.35人

※資料：栃木県「栃木県毎月人口調査」(各年10月1日現在) * 年齢不詳除く



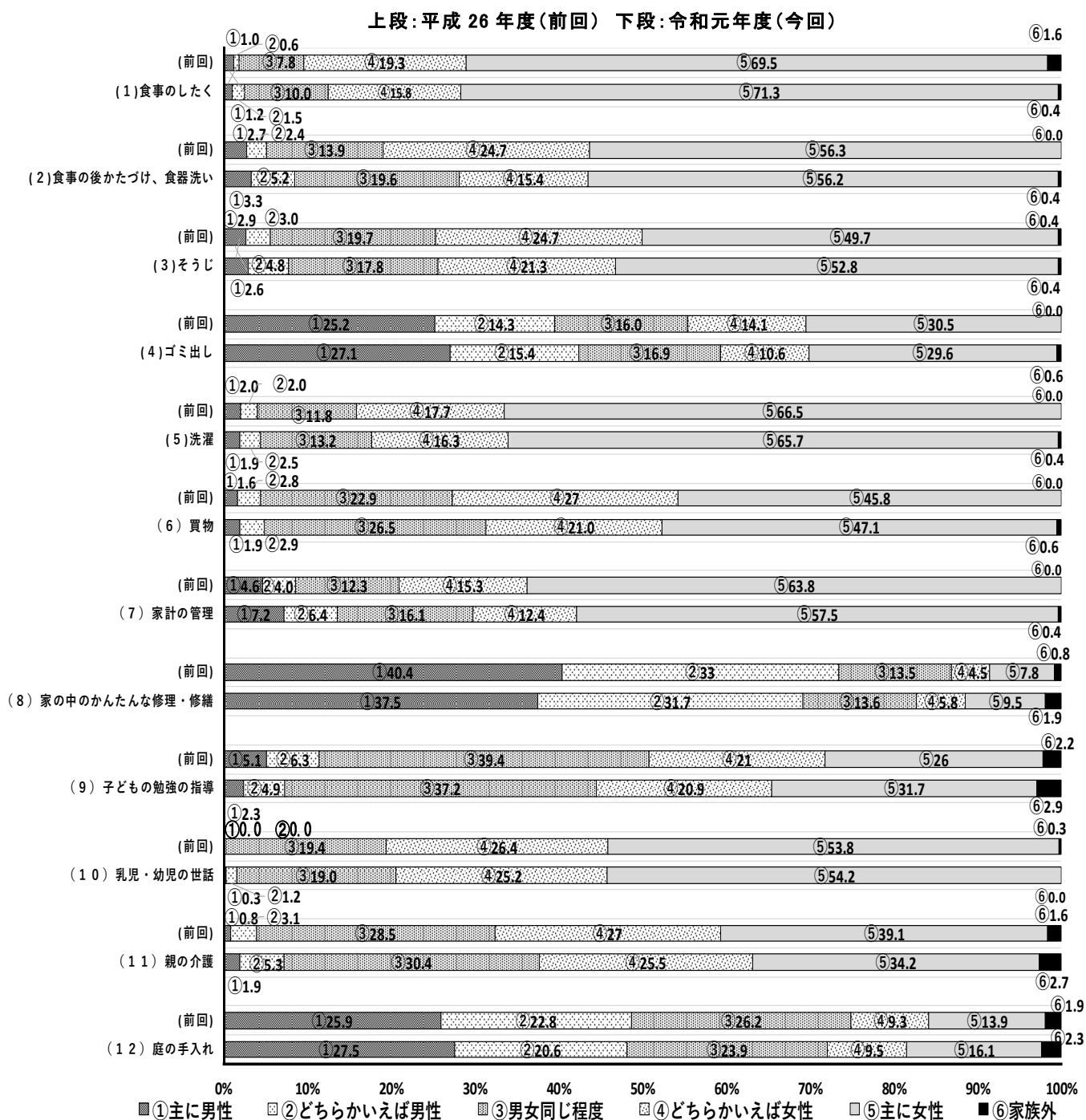
女性の労働力率の状況



※資料：国勢調査（平成27年）

第2章 施策の方向

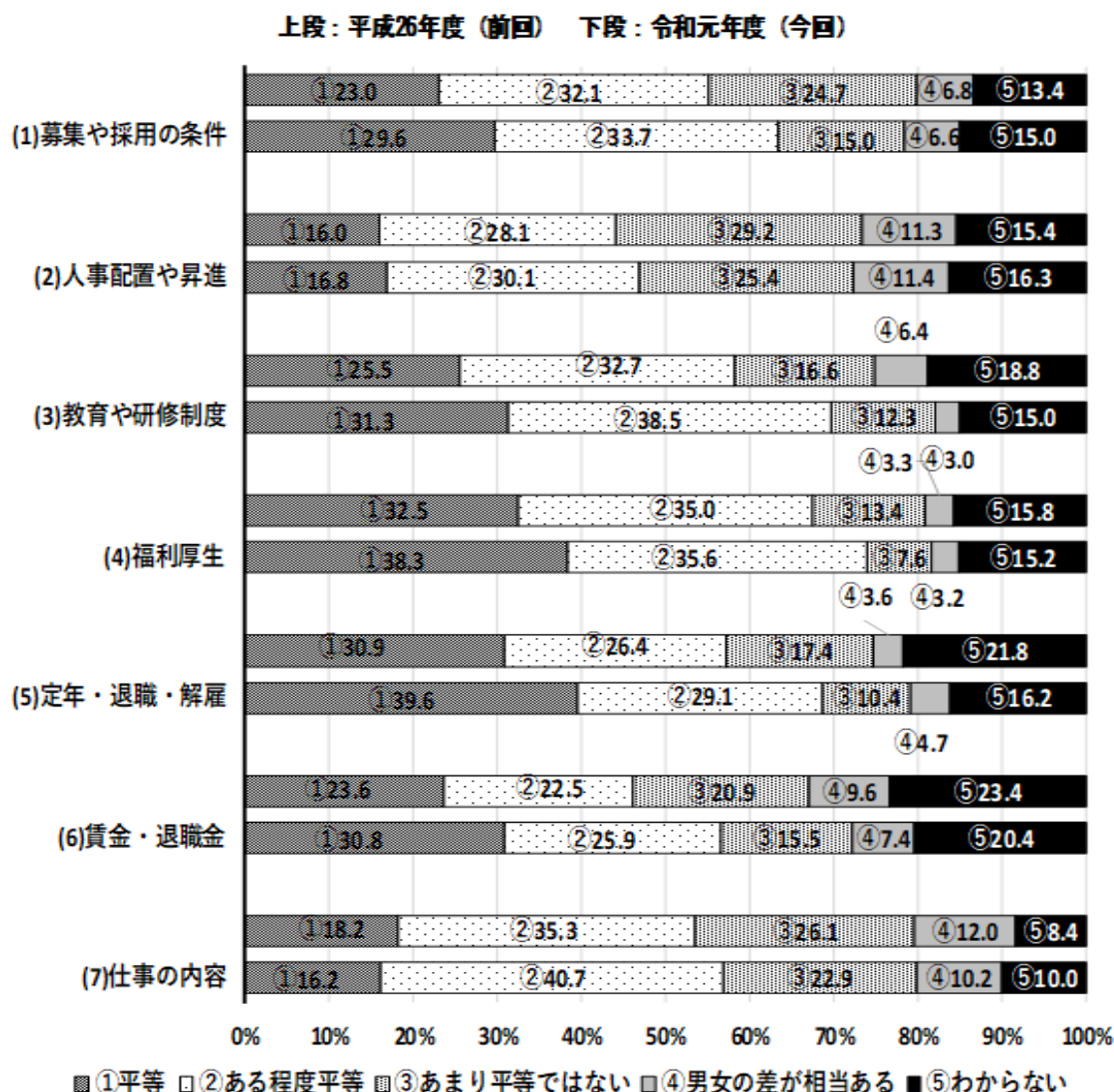
◆ 男性と女性の両方がいる世帯の方にお聞きします。
あなたの家では、次の内容について男女のどちらが担っていますか。



全体では、「(1) 食事のしたく」、「(5) 洗濯」については、「⑤主に女性」が60%を超えており、女性が家事の多くを担っています。前回と比較し、「(1) 食事のしたく」、「(2) 食事の後かたづけ、食器洗い」、「(3) そうじ」、「(4) ゴミ出し」、「(5) 洗濯」、「(6) 買物」、「(7) 家計の管理」、「(10) 乳児・幼児の世話」、「(11) 親の介護」においては、「①主に男性」、「②どちらかといえば男性」が増加し、少しずつ男女の協力が進んでいる傾向が読み取れます。

しかし、男女別で「③男女同じ程度」を選択した割合を比較すると、「(9) 子どもの勉強の指導」、「(3) そうじ」、「(6) 買物」は、「男女同じ程度」と選択した割合が女性よりも男性の方が10.0ポイント以上高く、男性と女性とで、認識の違いがあります。

◆お勤め（パート、アルバイト、臨時雇用も含みます）している方にお聞きします。あなたの職場では、次の内容について男女平等になっていますか。

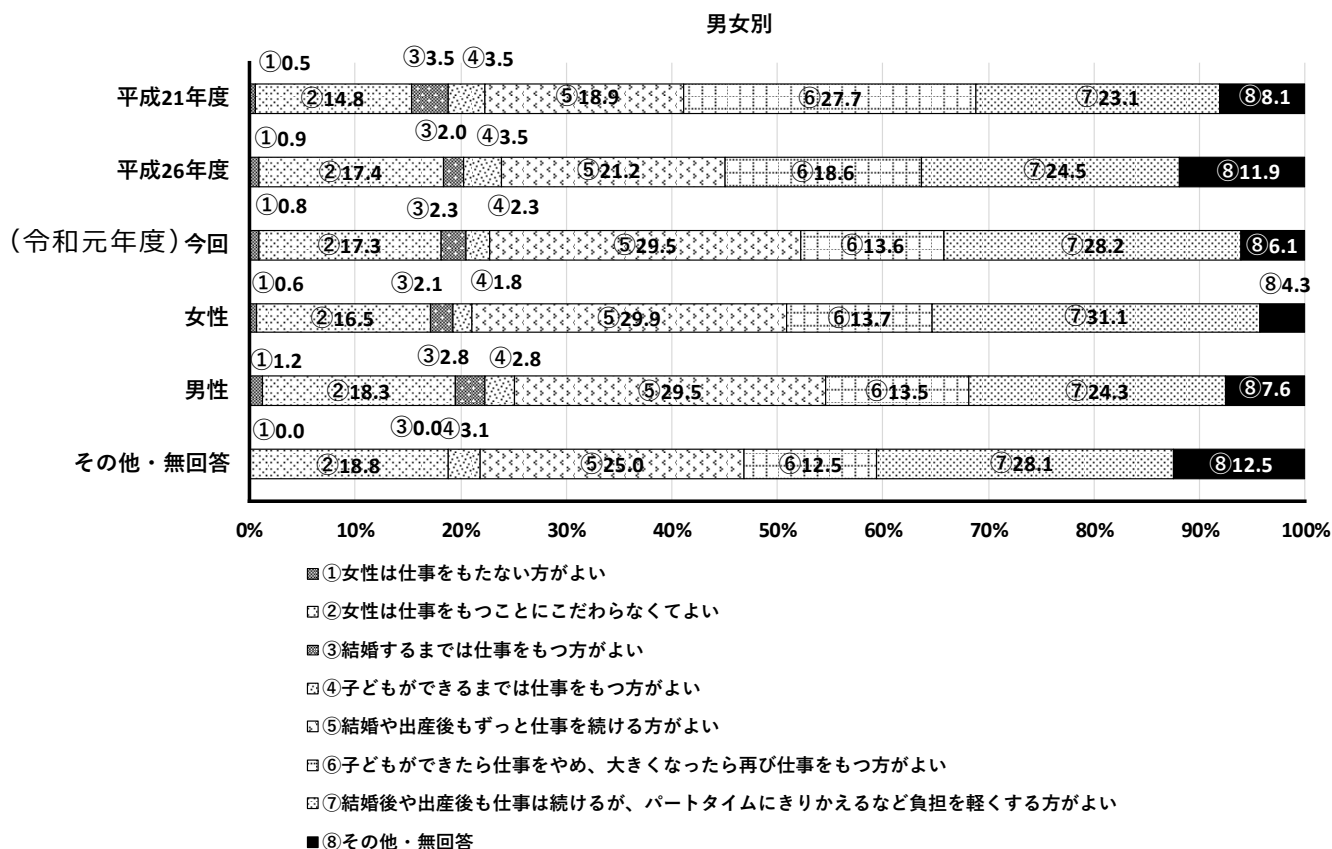


全体では、「①平等」、「②ある程度平等」の合計が、7項目中最も高かったのは「(4) 福利厚生」で、73.9%になりました。この項目については、前回の調査でも最も高い状況にありましたが、前回（平成26年度）よりも6.4ポイント増加しています。次いで、「(3) 教育や研修制度」が69.8%となりました。

一方、「③あまり平等ではない」、「④男女の差が相当ある」の割合の合計は、「(2) 人事配置や昇進」が36.8%で最も高く、次いで、「(7) 仕事の内容」が33.1%となりました。

また、男女別で「①平等」を選択した割合を比較すると、「(3) 教育や研修制度」、「(4) 福利厚生」については、女性よりも男性の方が10.0ポイント以上高くなっており、男性と女性で、認識の違いがあります。

◆女性の働き方についてどう思いますか。



全体では、「⑤結婚や出産後もずっと仕事を続ける方がよい」が29.5%で最も高くなっています。また、「⑥子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」は、前回と比較して5.0ポイント減少しています。

男女別では、女性は、「⑦結婚後や出産後も仕事は続けるが、パートタイムにきりかえるなど負担を軽くする方がよい」が31.1%で最も高く、男性は、「⑤結婚や出産後もずっと仕事を続ける方がよい」が29.5%で最も高く、男女でも意識の違いがあることがわかります。

年代別では、20歳代から40歳代は、「⑦結婚後や出産後も仕事は続けるが、パートタイムにきりかえるなど負担を軽くする方がよい」が最も高く、50歳代から70歳代は、「⑤結婚や出産後もずっと仕事を続ける方がよい」が最も高く、年代が高くなるにつれ、仕事をずっと続ける方がよい傾向にあります。

(1)働く場における男女平等の推進

ア 男女の雇用機会の均等・待遇確保の啓発・推進

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅱ-1	事業者等への意識啓発と情報提供	関係機関と連携を図り、男女雇用機会の均等確保並びに各種制度等の啓発を行います。 ・育児・介護休業制度 ・パートタイム労働法 ・最低賃金	商業振興課 人権・男女共同参画課
Ⅱ-2	長時間労働の是正・休暇の取得促進	生活や健康に配慮した労働時間の設定や年次有給休暇の取得促進等に向けて、各種広報媒体を活用した意識啓発に努めます。	商業振興課 人権・男女共同参画課
Ⅱ-3	テレワークの推進	企業等において、柔軟な働きができるようテレワークを推進します。	人権・男女共同参画課 商業振興課
Ⅱ-4	ハラスメント防止等の啓発	ハラスメント防止等に関する対策をはじめ、事業主が講ずべき措置について、周知・啓発を行い、ハラスメント問題に関する関心と理解を深めます。 また、市役所内における取組として、ハラスメントの防止等に関する基本指針に基づき、ハラスメントの防止等に努めます。	人権・男女共同参画課 商業振興課 人事課
Ⅱ-5	相談体制の充実	働く男女が抱える仕事や職場の悩みについて、関係機関と連携を図り、情報提供と相談体制を充実します。	人権・男女共同参画課 商業振興課

第2章 施策の方向

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅱ-6	中小企業における一般事業主行動計画の策定の支援等	女性活躍推進法に基づく、一般事業主行動計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定に取り組む中小企業に対し、策定に必要な支援・情報提供を行います。	商業振興課 人権・男女共同参画課
Ⅱ-7	くるみん・えるぼし認定の取得促進	次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業に対し、子育てサポート企業として、「くるみん認定」の取得促進を促します。また、女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業に対し、えるぼし認定の取得促進を促します。 ・市融資制度における認定企業への貸付利率の引き下げ ・足利市建設工事入札参加資格における加点の周知	人権・男女共同参画課 商業振興課
Ⅱ-8	女性の活躍に関する情報公表の促進	国や県が行う女性の活躍推進に関する好事例や企業情報を市ホームページ等において周知し、効果的な発信に努めます。	人権・男女共同参画課 商業振興課
Ⅱ-9	働く場における男性の意識と職場風土の改革	国や県、市が開催する企業向けのワーク・ライフ・バランスセミナーなど研修会の情報提供を行うとともに、男女共同参画情報紙等において、男性の意識改革等についての記事を掲載します。 また、市職員を対象に、ワーク・ライフ・バランス等の内容を取り入れた研修を実施します。	商業振興課 人権・男女共同参画課 人事課

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅱ-10	女性の職業生活における活躍推進法に基づく「足利市特定事業主行動計画（足利市女性職員輝きプラン）」の推進	「足利市女性職員輝きプラン」に基づき、市役所内の女性職員の活躍を推進します。	人事課
Ⅱ-11	次世代育成支援対策推進法に基づく、「足利市特定事業主行動計画（子育て応援プラン）」の推進	「子育て応援プラン」に基づき、市役所内の女性の職業生活と家庭生活の両立及び子育て支援に関する諸制度について、計画を推進します。	人事課

イ 人材育成と再就職支援

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅱ-12	人材育成事業の推進及び、再就職に関する情報提供やセミナーの開設	主に女性の資質の向上のため、人材育成事業を進めるとともに、関係機関と連携し、求人情報や女性労働者の再就職支援制度についての情報を提供します。また、再就職を希望する社会人を対象に、職業技術を習得する機会を提供します。	人権・男女共同参画課 商業振興課
Ⅱ-13	起業・創業支援	起業に関する情報提供や起業に要する資金の融資などの相談、創業塾や創業相談等を実施し、女性の起業支援等を行います。	商業振興課

第2章 施策の方向

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅱ-14	あしかがおしごと研究所実証事業	あしかがおしごと研究所実証事業を行い、子育てをしている女性の就労ニーズを掘り起こし、企業のニーズとマッチングさせることで、多様な働き方を促進します。	商業振興課

ウ 農業における男女共同参画の推進

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅱ-15	足利市農業・農村男女共同参画ビジョンの推進	足利市農業・農村男女共同参画ビジョンに基づき、農業における男女共同参画を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・農村女性活動の推進 ・家族経営協定締結の推進 	農政課 農林整備課

(2) 家庭・地域における男女共同参画の促進

ア 家庭と地域活動におけるパートナーシップの促進

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅱ-16	家庭における男性の役割意識の醸成	男性の自立を図るため、家庭生活に関する講座を開設します。	人権・男女共同参画課
Ⅱ-17	育児における男女平等の役割分担	家族のふれあいと、子育てへの男女共同参画を進めるための講座を開催します。	人権・男女共同参画課
Ⅱ-18	地域自治組織の支援	身近な生活の課題解決を男女共同参画の視点をもって地域の人たちの協力で進められるよう、地域自治組織の強化及び活動を支援します。	市民生活課

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅱ-19	公民館の利用促進	市民が性別にかかわらず、学び集い、語り合える場として、公民館の利用を進めます。	生涯学習課
Ⅱ-20	男女共同参画センターの利用促進	市民の趣味教養を高め心にゆとりを持ち、豊かな生活を送るために、余暇を活用した講座を開設し、修了生のサークル化を促進します。	人権・男女共同参画課
Ⅱ-21	地域ふれあい事業	地域の子どもと大人の世代間の交流活動を通して、高齢者の持つ優れた知識や技術を地域に生かし、意欲的な社会参加を進めます。	生涯学習課
Ⅱ-22	指導者の育成	性別にかかわらず、地域の指導者として、積極的に行動できる市民となるよう、国、県等が主催する各種事業、学習講座へ人材を派遣し、活動を支援します。	人権・男女共同参画課

(3) 仕事やその他の活動の両立を可能にする環境の整備

ア 子育てサービスの充実

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅱ-23	子育て世代包括支援センター	妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に専門支援員が対応し、必要な情報提供や助言、保健指導を行いながら、切れ目のない支援を行います。	こども課 健康増進課

第2章 施策の方向

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅱ-24	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。 子育て支援センターやこども館等を通じて、地域の子育て資源の発掘・育成に継続的に取り組み、子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを促進していきます。	こども課
Ⅱ-25	子育て相談	幼稚園、保育所（園）、認定こども園で子育てに関する悩みごとや心配ごとの相談に随時応じます。	こども課
Ⅱ-26	保育の充実	保護者の労働又は疾病などにより、また、保護者の就労形態の多様化に対応するため、保護者の代わりに保育所（園）、認定こども園等での保育を実施します。 ・通常保育（特定地域型保育事業を含む） ・延長保育 ・休日保育 ・乳児保育 ・病児保育（体調不良児対応型）	こども課
Ⅱ-27	すこやか（発達支援）保育・特別支援教育	幼稚園、保育所（園）、認定こども園で障がい児の受け入れが可能となるよう、保育士や幼稚園教諭の配置や施設等環境整備を行います。	こども課
Ⅱ-28	病児保育事業	病児又は病気の回復期の児童で、集団保育や通学ができない児童（小学校6年生まで）を一時的に預かります。	こども課
Ⅱ-29	一時預かり事業	保護者の出産や、疾病等による通院、社会参加のために、一時的に家庭での保育が困難となったとき、週3日程度の保育を実施します。	こども課

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅱ-30	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手助けが必要な人（依頼会員）と、手助けができる人（協力会員）が会員となって、相互に援助し合う活動を行うことにより、地域における子育て機能を強化します。また、同時に働く人々がゆとりをもって子育てができるよう、子育てと仕事の両立を支援します。	こども課
Ⅱ-31	放課後児童クラブ	保護者の就労等により、放課後や学校休業日に家族と一緒に過ごすことのできない小学校に就学している児童に対し、生活の場を提供し、適切な遊びなどを通じて、健全育成を図ります。	児童家庭課
Ⅱ-32	放課後等デイサービス	障がい者（児）の放課後等デイサービス、日中一時支援事業等の利用推進を図ります。	障がい福祉課
Ⅱ-33	「足利市子ども子育て支援事業計画」の推進	「足利市子ども子育て支援事業計画」に基づき、各種施策を進めます。	こども課 児童家庭課

イ 介護サービスの充実

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅱ-34	介護保険サービスの推進	介護が必要な高齢者に住み慣れた自宅で、本人の希望を尊重し、安心して生活を送れるよう在宅サービスを提供するとともに、自宅で生活することが困難な高齢者に施設サービスを提供します。	元気高齢課

第2章 施策の方向

事業 番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅱ-35	地域包括支援 センター運営 事業	ひとり暮らしの方や在宅でねたき り等の高齢者及びその家族の介護 に関する総合的な相談と、その利 用者の希望に沿った生活ができる よう支援を行います。	元気高齢課
Ⅱ-36	「ゴールドプ ラン21」の推 進	「ゴールドプラン 21(足利老人福 祉計画・足利介護保険事業計画)」 に基づき、各種施策を進めます。	元気高齢課

基本目標Ⅲ 男女（だれも）が人権を守られ、健康で安心して暮らせるまちづくり

1 現状と課題

男女が人権を守られ、安心した生活の上で生涯にわたり健康を維持することは男女共同参画の基礎となるものです。

暴力に関しては、その対象や性別、加害者・被害者の間柄を問わず決して許されるものではありません。配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／以下「DV」という。）の被害者の多くは女性です。暴力で弱い立場にある者を支配しようとする行為は、重大な人権侵害であり、その根絶は男女共同参画社会を実現する上で重要な課題です。

また、健康に関しては、性別により生涯を通じて異なる健康上の問題に直面します。そのため、行政による支援や地域ぐるみでの取組が望まれます。

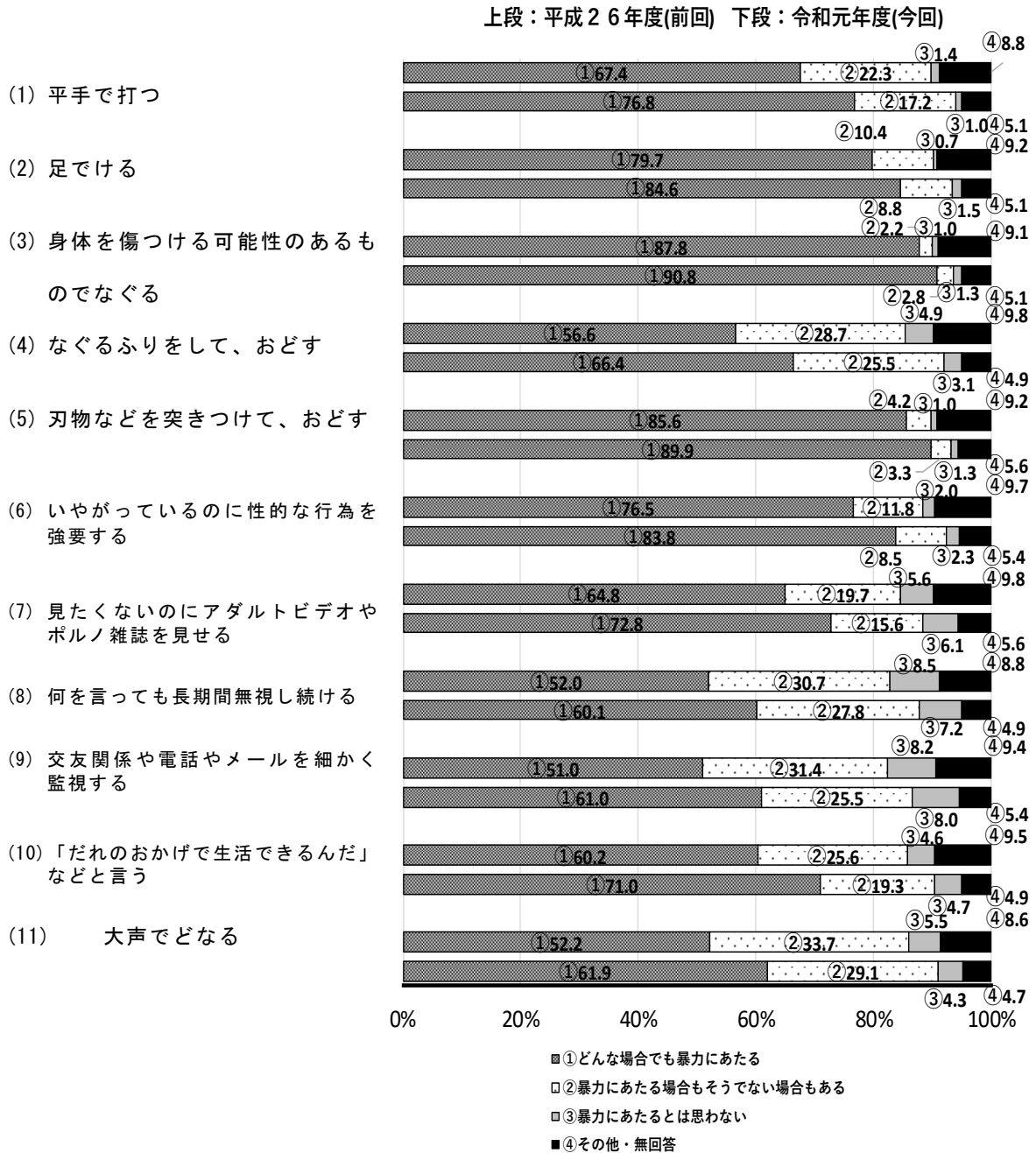
2 目指すべき方向

男女間の暴力を許さない意識の醸成を図るため、啓発活動を行います。また、相談窓口や関係機関・団体との連携を図り、適切で迅速な対応ができるよう、相談体制を充実するとともに、被害者に対しての情報提供や支援体制を強化します。

男女が年代に応じて、お互いの健康についての正確な知識や情報を得られるよう、教育・啓発します。

また、さまざまな困難を抱えている人々が、どんな時でも安心して暮らせる環境の整備を進めます。

◆ 次のようなことが夫婦や交際相手との間で行われた場合、どう感じますか。

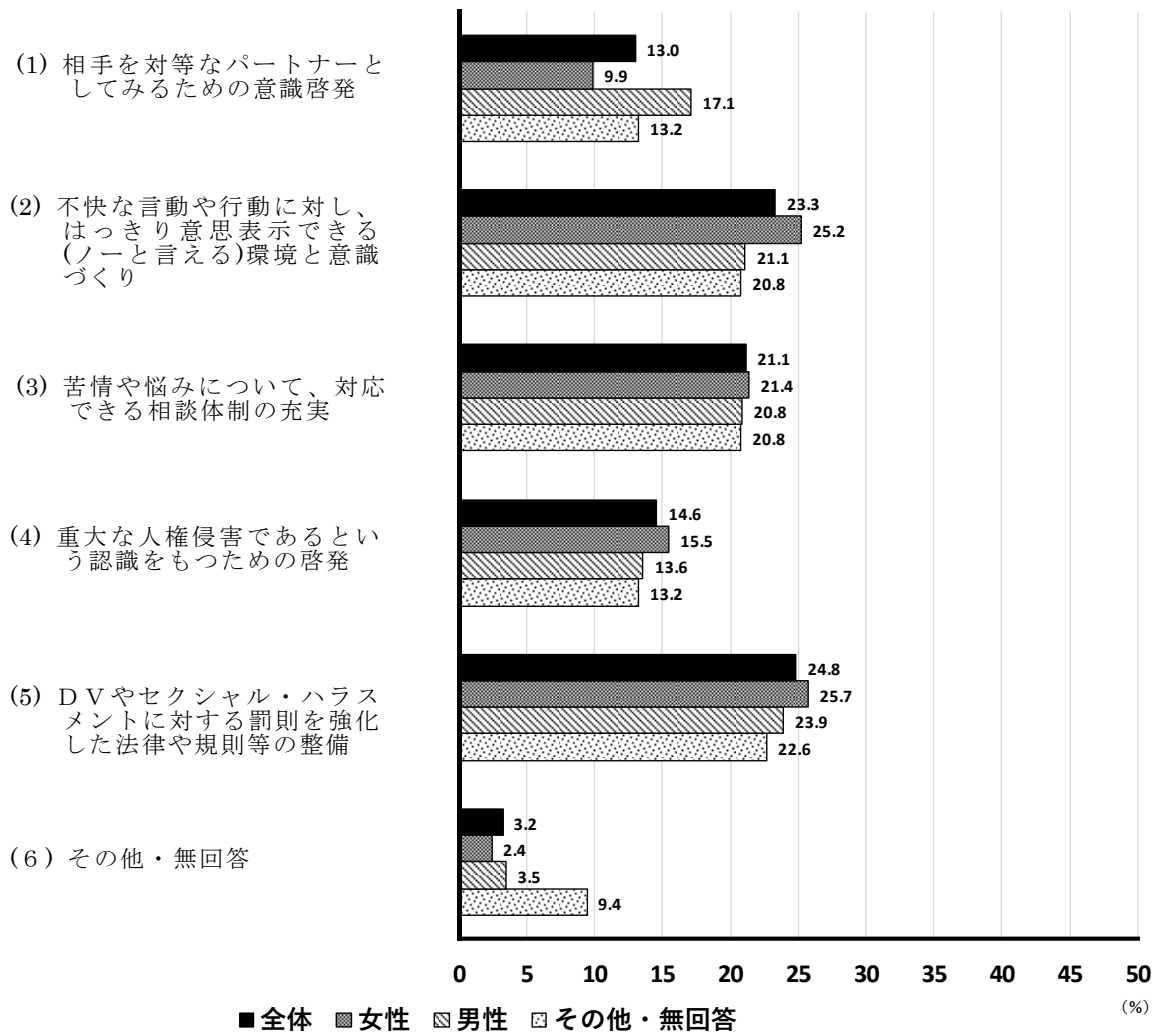


全体では、全ての項目で「①どんな場合でも暴力にあたる」が60%を超えています。その中で、「(3) 身体を傷つける可能性のあるものでなぐる」が90.8%で最も高く、次いで、「(5) 刃物などを突きつけて、おどす」が89.9%となっています。

一方、「(8) 何を言っても長時間無視し続ける」が60.1%で最も低く、次いで、「(9) 交友関係や電話やメールを細かく監視する」が61.0%となっており、精神的な暴力はやや低い傾向にあります。

また、男女別で「①どんな場合でも暴力にあたる」を選択した割合を比較すると、全項目とも男性よりも女性の方が「①どんな場合でも暴力にあたる」を選択した割合が高く、特に、「(1) 平手で打つ」、「(10) 「だれのおかげで生活できるんだ」などと言う」については、男性よりも女性の割合が顕著に高くなっており、男性と女性で、暴力に対する認識に違いがあります。

◆ドメスティック・バイオレンス（DV：配偶者等からの暴力）やセクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）をなくすためには、どのようなことが必要だと思いますか。



全体では、「(5) DV やセクシャル・ハラスメントに対する罰則を強化した法律や規則等の整備」が24.8%で最も高く、次いで、「(2) 不快な言動や行動に対し、はっきり意思表示できる環境と意識づくり」が23.3%となっています。

男女別でも同様の結果となっていますが、「(5) DV やセクシャル・ハラスメントに対する罰則を強化した法律や規則等の整備」、「(2) 不快な言動や行動に対し、はっきり意思表示できる環境と意識づくり」のいずれも、男性よりも女性の方が高くなっています。

第2章 施策の方向

(1) 暴力を許さない社会づくり

ア 啓発活動の充実

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅲ-1	女性に対する暴力をなくす運動週間等における意識啓発	女性に対する暴力をなくす運動、男女共同参画週間、人権週間等において、DVについての啓発を強化するとともに、広く市民に通報先や相談機関について周知を徹底し、被害者への理解、孤立させない地域社会づくりのための啓発を行います。	人権・男女共同参画課 児童家庭課
Ⅲ-2	市役所内における啓発活動の充実	市職員に対し、DV被害を含む人権の尊重について啓発に努めるとともに、DV被害者支援に職務上関連が深いと思われる窓口の職員に対しては、二次被害の防止と適切な対応をするために、他機関の研修に派遣を行います。	人事課

イ 被害者の相談・支援体制の充実

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅲ-3	相談体制の充実	婦人相談員等の専門相談員を配置し、各種相談について必要に応じて法律相談等を実施します。また、各種専門相談員の専門研修を受講するなど、相談員の資質の向上を図ります。	人権・男女共同参画課 市民生活課 児童家庭課
Ⅲ-4	休日・夜間の緊急相談への対応	休日・夜間の緊急相談に対応するため、県をはじめ、関係機関との連絡体制の強化を推進します。	児童家庭課
Ⅲ-5	子ども家庭総合支援拠点事業	児童虐待の背後にあるDV被害に気づき、被害者の保護とそれに伴う子どもへの対応について、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行います。	児童家庭課

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅲ-6	被害者の自立支援に向けての支援	被害者の自立に向けて、生活、就労、住居等に関する支援を行います。	児童家庭課 建築住宅課

ウ 関係機関・団体等との連携

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅲ-7	母子、高齢者、障がい者施設等との連携	一時保護退所後も施設における支援が必要な母子については、母子生活支援施設等への入所や住居の確保について調整します。また、被害者が高齢者、障がい者で施設入所が適切と認められる場合は、関係機関と連携を図ります。	元気高齢課 障がい福祉課 児童家庭課
Ⅲ-8	配偶者暴力相談支援センターや他市町村との連携	緊急性のある被害者には迅速かつ適切な対応が必要なことから、県の配偶者暴力相談支援センターと被害者を支援するために、密接な連携をします。また、被害者に対し適切な対応ができるよう、他市町村等の関係機関と連携します。	児童家庭課

(2) 生涯を通じた健康支援

ア 性に関する正しい認識と理解に関する教育・啓発

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅲ-9	思春期講座	小・中学校と連携を図り、授業の一環として自己の性を受容し、自分を大切にすることを学び、性にかかわる自己決定能力を獲得する場を設けます。	健康増進課

第2章 施策の方向

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅲ-10	性に関する学習	体育・保健体育や学級活動などにおける性に関する指導を通して、男女の性の発達について理解させるとともに、生命を尊重する意識の育成を図ります。	学校教育課

イ 健康維持・増進への支援

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅲ-11	妊婦、乳幼児のいる家庭の喫煙予防	喫煙予防について啓発します。	健康増進課
Ⅲ-12	不妊・不育症に悩む人への支援	不妊・不育症の治療を行った際に費用の一部を助成します。	健康増進課
Ⅲ-13	母親、両親学級「ハローベビークラス」	母親、父親になる市民を対象に、出産後の育児への不安を和らげ、安心して子育てができるよう支援をします。	健康増進課
Ⅲ-14	「健康あしかが21プラン」の推進	「健康あしかが21プラン」に基づき、各種施策を進めます。	健康増進課

(3) その他の困難を抱える女性等への支援

ア 様々な人の生活の安定と自立の支援

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅲ-15	高齢者元気アップトレーニング事業の推進	高齢者に対する運動教室を開催し、要介護状態にならないよう予防します。	元気高齢課

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅲ-16	ささえ愛ボランティアポイント事業	市が実施する講座を修了した登録ボランティアが介護保険施設や高齢者の居宅等でボランティア活動を実施します。ボランティア活動に対して、ポイントを付与し、申請によりポイントに応じた金券等を交付することで、活動の推進を図ります。	元気高齢課
Ⅲ-17	認知症施策の推進	認知症になっても安心して暮らし続けられるように、認知症に関する正しい知識を持つ人を増やします。また、地域・医療・介護等連携し、本人及び家族を支援する体制の構築を進めます。	元気高齢課
Ⅲ-18	「あしかがし障がい児者福祉プラン」の推進	「あしかがし障がい児者福祉プラン」に基づき、各種施策を進めます。	障がい福祉課
Ⅲ-19	在住外国人への支援	多言語に対応したホームページやパンフレット等を通し、外国人が理解しやすい生活情報やイベント等の情報を提供します。また、外国人が安定して生活できる環境を整備するため、相談事業や通訳ボランティア等を活用した言葉の支援に取り組みます。	市民生活課

イ ひとり親家庭等の生活の安定と自立の支援

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅲ-20	子育て・生活支援策等の充実	母子・父子自立支援員及び父子家庭巡回指導員等が行う様々な相談を通じて、ひとり親家庭等の早期自立を図るため、生活、住居等、子育てなどに対する支援に取り組みます。	児童家庭課 建築住宅課

第2章 施策の方向

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅲ-21	就業支援策の充実	ひとり親家庭の親の雇用の安定及び就業促進を図るため、ひとり親家庭の親に対して、申請に基づき給付金を支給するほか、各種資金の情報提供を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金 ・技能習得資金、生活資金、事業開始資金 	児童家庭課
Ⅲ-22	各種資金等の貸付	ひとり親家庭等の生活安定とひとり親家庭等の児童福祉向上を図るため、就学支度資金・修学資金・就職支度資金・住宅資金等の貸付を無利子・低利子で行います。また、貸付金の申請時に個々の事情に応じて就労や自立に向けた相談にも対応し、資金貸付が借受者への自立支援に結びつくよう配慮します。 <ul style="list-style-type: none"> ・母子父子寡婦福祉資金の貸付 	児童家庭課

(4) 誰もが安心して暮らせる地域づくりの支援

ア 消費生活の安定と向上

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅲ-23	相談体制の充実	消費生活に関する相談体制を充実し、市民の消費生活の安定と向上を図ります。	市民生活課
Ⅲ-24	消費者への啓発事業の開催	消費者トラブルや消費者被害に対処するため、消費者の基本的な知識と判断力を身に着ける講座等を開催し、啓発を図ります。	市民生活課

イ 防災対策の充実

事業番号	施策事業	具体的内容	担当課
Ⅲ-25	自主防災組織の育成	「自分たちのまちは、自分たちで守る」の意識のもと、防災活動に必要な知識、技術の習得を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の支援 ・防災リーダー研修会 ・防災講話等 	危機管理課
Ⅲ-26	避難所の設置・運営への女性の参画	避難所の設置・運営に際し、女性の視点を活かし、特に女性への人権に配慮した体制を整えます。	教育総務課 社会福祉課 危機管理課 人権・男女共同参画課
Ⅲ-27	住民に対する応急手当普及啓発活動	住民に対して応急手当に関する正しい知識と技術の習得を図るため講習会を開催します。 <ul style="list-style-type: none"> ・普通救命講習 ・応急手当講習 	警防指揮課
Ⅲ-28	避難行動要支援者名簿の整備	災害発生時に、要介護者や障がい者等の避難行動要支援者の安否確認や生命又は身体を保護するための避難行動要支援者名簿を整備します。	社会福祉課
Ⅲ-29	福祉避難所の設置・運営の体制整備	災害時、高齢者や障がい者等の要配慮者が、安心して生活ができる福祉避難所の設置及び運営のための体制整備を行います。	社会福祉課 危機管理課

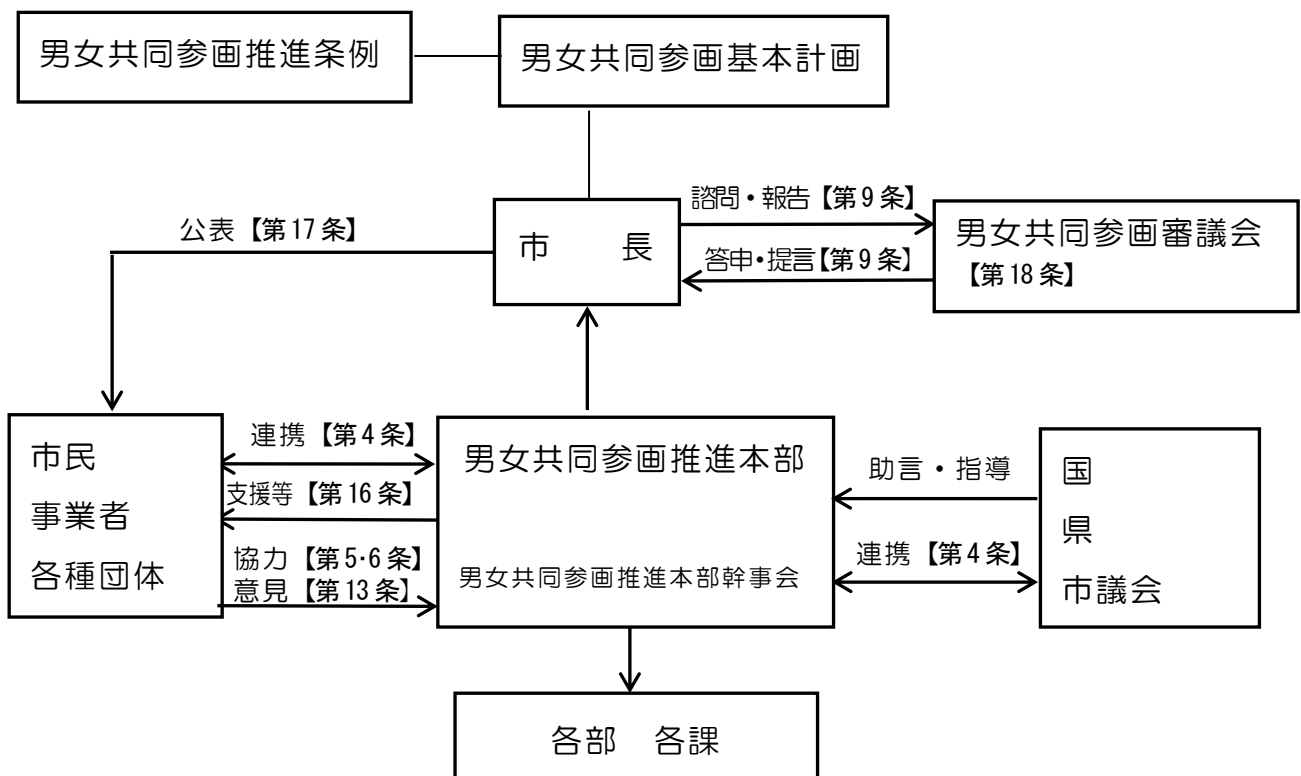
第3章 計画の推進

1 推進体制

計画の総合的かつ効果的な推進を図るため、市長を本部長とする男女共同参画推進本部を設置し、推進本部のもとに関係課長で構成する幹事会を置きます。

また、市長の諮問に応じ、関係機関の代表者や学識経験者等で構成する男女共同参画審議会へ調査・審議を依頼し、答申・報告を受けます。

さらに、市民・事業者等、各種団体等と連携を図り本計画を推進します。



2 計画が目指す数値目標

基本目標Ⅰ 男女(だれも)がお互いの個性を認め合い参画できるまちづくり

No	施策の方向	指 標	数値目標		担当課
			現状値 R元年度	目標値 R7年度	
1	男女共同参画の意識の高揚	家庭生活等において、男女平等の実現が、「平等」、「ある程度平等」と回答した者の割合 (人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果)	42.9%	50.0%	人権・男女共同参画課
2	政策・方針決定の場への女性の参画の促進	各種審議会等における女性の登用率	33.5%	40.0%	人権・男女共同参画課
3	政策・方針決定の場への女性の参画の促進	女性人材リスト登録者数	35人	40人	人権・男女共同参画課

基本目標Ⅱ 男女（だれも）がさまざまな場面で輝けるまちづくり

No	施策の方向	指 標	数値目標		担当課
			現状値 R元年度	目標値 R7年度 (※2)	
1	働く場における男女平等の推進	職場の人事配置や昇進で「平等、ある程度平等」と回答した者の割合 (人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果)	46.9%	50.0%	人権・男女共同参画課
2	働く場における男女平等の推進	就業の機会や職場の中での男女平等が「平等、ある程度平等」と回答した者の割合 (人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果)	38.0%	40.0%	人権・男女共同参画課
3	働く場における男女平等の推進	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務(従業員100人以下の事業所(※1))である事業所のうち、同計画を策定している事業所数	4 事業所	16 事業所	商業振興課
4	働く場における男女平等の推進	家族経営協定締結数	112 人	120 人 ※R4 年度	農政課
5	仕事やその他の活動の両立を可能にする環境の整備	地域包括支援センターの相談件数	8,046 件	8,600 件	元気高齢課

(※1) 女性活躍推進法の改正に伴い、令和4年4月1日から、一般事業主行動計画の策定義務の対象が、従業員301人以上から101人以上の事業所に拡大されます。

(※2) 目標値は、各種計画で定めている直近の数値

基本目標Ⅲ 男女（だれも）が人権を守られ、健康で安心して暮らせるまちづくり

No	施策の方向	指 標	数値目標		担当課
			現状値 R元年度	目標値 R7年度 (※3)	
1	暴力を許さない社会づくり	配偶者等からの暴力やセクシャルハラスメントをなくすためには、「不快な言動や行動に対し、はっきり意思表示できる環境と意識づくり」と回答した者の割合 (人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果)	23.3%	40.0%	人権・男女共同参画課
2	生涯を通じた健康支援	子宮頸がん検診受診率	18.6%	27.9% ※R5年度	健康増進課
3	生涯を通じた健康支援	乳がん検診受診率	26.4%	35.6% ※R5年度	健康増進課
4	その他の困難を抱える女性等への支援	特別養護老人ホームの入所定員	921人	971人 ※R5年度	元気高齢課

(※3) 目標値は、各種計画で定めている直近の数値

用語解説

五十音	用語	説明
あ	あしかがおしごと研究所実証事業	子育て期の女性の「働きたい」ニーズと、企業のニーズを掘り起こし、それを結び付けることで、潜在労働力不足の活用と人材不足解消を図ることを目的とした実証事業です。
	足利市農業・農村男女共同参画ビジョン	足利市の農業・農村の持続的な発展には女性の積極的な参画が必要であり、農業者と関係機関が一体となって男女ともに能力を発揮できる環境条件を整えていくための活動方針として策定する計画です。
	足利市子ども・子育て支援事業計画	子どもの最善の利益のために、子ども・子育て支援を総合的に推進するための計画です。
	あしかがし障がい児者福祉プラン	障がい者の自立と社会参加を基本目標に、障がい者施策を重点的・総合的に進めるための計画です。
	あしかがファミリーサポートセンター	「子育ての手助けをしたい方(協力会員)」と「子育ての助けを必要とする方(依頼会員)」がお互いに援助し合う会員組織です。仕事と育児を両立させるために、安心して子育てができる環境を整備し、ゆとりをもって子育てができるように活動を進めます。
い	一般事業主行動計画 (次世代育成支援対策推進法)	企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1)計画期、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。
	一般事業主行動計画 (女性活躍推進法)	企業が女性活躍推進の取組を総合的・効果的に実施できるよう、女性の活躍状況の把握・分析を踏まえ、(1)計画期間、(2)目標、(3)実施しようとする女性活躍推進に関する取組内容と実施時期を定めるものです。従業員301人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。(※令和4年4月1日から、策定義務の対象が、従業員101人以上の企業に拡大されます。)
え	LGBT	LGBTとは、Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー)の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称のひとつです。 LGBT以外にも、Questioning(クエスチョニング、自分の性別や性的指向に確信が持てない)、Inter-sex(インターセックス、性分化疾患)、Asexual(アセクシュアル、同性も異性も好きにならない無性愛者)など、様々なセクシャリティが存在します。
	エンパワーメント	力をつけること、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のことをいいます。
	えるぼし認定	女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により認定を受け、厚生労働大臣が定める「えるぼし認定マーク」を商品などに付することができます。さらに高い水準の取組を行っている企業は、「プラチナえるぼし認定」を受けることができます。この認定マークを活用することにより、女性の活躍が進んでいる企業として、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながるなどといったメリットがあります。
か	家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のことです。

五十音	用語	説明
き	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育です。 (キャリア発達とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のことです。)
く	くるみん認定	次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、子育てに関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により認定を受け、厚生労働大臣が定める「くるみん認定マーク」を商品などに付することができます。さらに高い水準の取組を行っている企業は、「プラチナくるみん認定」を受けることができます。 この認定マークを活用することにより、子育てに関する取り組みを行っている企業として、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながるなどといったメリットがあります。
け	健康あしかが21プラン	足利市における健康づくりを推進するための計画です。
こ	ゴールドプラン21	足利市における高齢者施策の基本的な考え方を示し、介護保険の安定的な運営を目的として策定した計画です。
	固定的な役割分担意識	「男は仕事、女は家庭」や「男は主、女は従」などに表されるように、長い歴史の中で作られた「女の役割、男の役割」を幼い頃から「女らしさ・男らしさ」として身につけられ、性別によって役割を分担するのが当然などとする固定的な意識をいいます。
た	男女共同参画社会	男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにあてはめてしまうことなく、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会のことです。
	男女共同参画週間	「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を運動期間とし、法の目的や基本理念について理解を深めることを目指して、国が主唱して平成13年度から実施しています。
て	テレワーク	ICT(情報通信技術)を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。
は	ハラスメント	職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること、又は性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じることをいいます。
	配偶者等からの暴力 DV(ドメスティック・バイオレンス)	一般的に配偶者や交際相手など親密な関係にある又はあった者からの暴力をいいます。被害者のほとんどは女性ですが、男性の被害者もいます。暴力には、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力(生活費を渡さない等)など様々な形があります。家庭内で起こるため、外部からの発見が難しく、害が深刻化しやすい特性があります。
ろ	労働力人口	15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口のことです。
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことをいいます。

足利市男女共同参画基本計画（第4期）
『ひと』と『ひと』の輝きプラン21あしかが
令和3（2021）年3月



発行：足利市 総務部 人権・男女共同参画課
〒326-0823 足利市朝倉町 264
電話 0284-73-8080 FAX 0284-73-8066
E-mail danjyo@city.ashikaga.lg.jp
